

# 日本国憲法と沖縄の基地問題

— 小学六年生が普天間基地の県内移設問題を考える —

嘉納英明（琉球大学教育学部附属小学校）

## 1 沖縄の基地問題を取り上げる

本校に通う子どものほぼ半数は宜野湾市ぎのわんに住んでいる。米軍普天間基地のある町である。普天間基地は、宜野湾市の面積の四分の一を占有し、しかも市の中央部に鎮座していることから、軍用機の爆音被害や墜落の危険性が繰り返して指摘されている。現在、沖縄島の北部（名護市なご辺野古へのか沖）へ普天間基地を移設しようとする立場と移設予定先の自然環境を保護する立場の間で対立構図が生まれ、解決は容易ではない。こうした状況のなかにあつて、子どものなかには、イラク戦争や北朝鮮をめぐる動向等、時事問題に関心をもちつつものもいるが、これらの社会情勢と沖縄の基地問題

を切り結んでとらえているわけではない。また、基地の県内移設問題や宜野湾市長選挙（二〇〇三年四月）のことを話題にする場面も時折見られたが、断片的な情報であり、事実関係の掌握についても不十分であった。実際、学級の子どもに実施した沖縄の基地についてのアンケート調査（二〇〇三年四月）においても、嘉手納基地や普天間基地の存在を挙げるのは半数ほどに留まり、基地から派生する問題については、騒音や飛行機の墜落事故、普天間基地の返還問題を述べる回答が若干見られた程度であった。基地問題をめぐる事実関係をふまえて、現在の沖縄のおかれている問題状況を考えさせる必要性を痛感した。

戦後二七年に及ぶ米国の沖縄占領の間、沖縄の人々の権

利は制限され、一九七二年の沖縄の日本復帰後においても、なお、軍事基地が集中し、県民には重圧感がある。日本国憲法は平和主義を唱えているものの、米軍基地は、県民の生命と財産を脅かしている状態が続いている。県内の基地の中でも学級の子どもにとって身近な存在である普天間基地をめぐる問題をとり上げること、日本国憲法の平和主義と米軍基地との関係を考えたり、日本は平和で豊かな国づくりのためにどのような道を歩むべきかを子どもと共に考えてみたかった。小学校六年社会科の単元「日本国憲法と沖縄の基地問題（全一時間）」を設定し実践を試みたのはこうした理由があるからである。

## 2 「日本国憲法と沖縄の基地問題」の展開

●学習活動Ⅰ―「もう戦争はしない」「平和条約と安保条約」―

「日本国憲法と沖縄の基地問題」は、全一時間の構成である。学習活動を大きく二つにわけ、学習活動Ⅰでは、「もう戦争はしない（二時間）」と「平和条約と安保条約（二時間）」とした。前者では、『あたらしい憲法のはなし』（文部省作成）のさし絵から、「戦争放棄」の考えを読み取り、民主的な社会の実現をめざして、日本国憲法が制定されたことや三大原則（平和主義、国民主権、基本的人権の尊重）の内容について調べる活動である。後者は、日本が独立を回復したと同時

時に、沖縄が引き続き米国の支配におかれ、基地建设がすすんだことについて学習した。

戦後、平和な国家をめざした日本がどのような願いで出発したのかについて考えることは大切である。そこで、一五年戦争後の日本国民の戦争や平和国家建設にたいする願いや思いに迫るため、『あたらしい憲法のはなし』（文部省作成）のさし絵を提示した。さし絵から読み取れることについて話し合い、個々の意見をつきあわせながら、さし絵のもっている意味をまとめた。資料①は、さし絵の読み取りからそれのもつ意味をめぐっての子どもの話し合いの様子である（Tは教師、Cは子ども）。



『あたらしい憲法のはなし』さし絵

【資料①…さし絵の読みと意味】

T…『あたらしい憲法のはなし』のさし絵では、どんなものを溶かしていますか？

C1…戦争で使った飛行機を溶かしている。

C2…軍艦も溶かしているよ。

C3…魚雷もあるよ。

C4…煙突もあるから、工場も溶かしているのかな？

T…どんな工場を溶かしているのかな？

C5…戦争で使う武器を作っている工場だろう。

C6…それって「軍需工場」のことでしょう。

T…溶かしたのから、何を作っているのかな？

C7…電車や船、自動車を作っているよ。

C8…大きな建物もあるよ。

C9…鉄塔もある。

T…これまでさし絵についての話し合いをしてきたけど、このさし絵は、いったいどんな気持ちをこめて描かれたのかな？

C6…戦争で使ったものを溶かして、生活に役立つものを作りたいのだと思う。

T…今の意見と関連して、他にありませんか？

C5…昔の漢字だけど、「戦争放棄」と書いてある。「放棄」を辞典で調べると、「捨てる」と書いてあったので、戦

争をやめることだと思う。

C7…一五年もの間、日本は戦争をずっとしてきたので、もう、戦争はしないと誓うものだと思う。

C5…戦争が終わったときの国民の気持ちを表していると思う。

さし絵の読みと意味をめぐる話し合いの後、平和で民主的な国家の建設をめざした日本国憲法の制定と内容について調べさせた。憲法には、平和主義や国民主権、基本的人権を尊重するという三大原則があることやそれらの原則の内容についても追求し、個々の子どもが調べてきたことについて聴き合った。とくに、平和主義を謳う憲法第九条と自衛隊の存在について議論が集中し、また、県民の生存権と米軍基地について意見を出したC6とC3の発言は学級の注目を集めた(資料②)。

【資料②…憲法第九条と自衛隊】

C6…憲法第九条では、戦力はもたないと言っているのに、自衛隊があるのはおかしい。

C2…自衛隊は戦力ではないから、もっていいと思います。

C3…自衛隊は戦力になると思います。だって、自衛隊は、戦闘機やイージス艦などもっているのだから、はっきり言って軍隊だ。

C6..最初は警察予備隊というものだったけど、だんだん、力がついてきて、今のようになったんだ。

C7..警察予備隊の時には、何も問題はなかったけど、やっぱり、今の自衛隊は、力が大きいので、憲法の戦力にあたるんだと思う。

C3..憲法の平和主義の考えはいいけど、今では自衛隊もあるんで、ズレてきているんじゃないか。

C6..日本は戦争をしないって誓って憲法を作ったのに、自衛隊もあって難しい。憲法では、一人一人の命が大切にされると書いてあるのに、沖縄には、アメリカの基地があつて危ないのじゃないか。

C3..C6君の考えにつけたしですが、僕は、沖縄にアメリカ軍の基地があるから、沖縄の人々の生存権がおびやかされていると思います。

子どもの問いは、「なぜ、沖縄にアメリカ軍基地があるのか」に向けられた。それで、子どもは、日本が独立を回復したと同時に、沖縄が引き続き米国の支配下におかれ、基地建設がすすんだことについて調べた。子どもが調べた平和条約の主たる内容は、台湾、南樺太、千島列島、沖縄等にたいする日本政府の権利の放棄であり、安保条約の内容は、米軍の基地を日本国内におくことができるというものである。また、沖縄では、米軍基地の拡張のために土地の

強制接収が行われたり、軍用機の事故で住民が巻き添えに  
なったりする被害についても調べている。

子どもたちは、日本国憲法が制定された意義や内容にテキストを通して出会い、資料①のC5の「戦争をやめる」と誓った当時の国民の気持ちにふれ、その発言とかかわってC7の「戦争はしないと誓うもの」がある。戦争放棄（平和主義）を謳った現憲法であるが、自衛隊の存在と第九条との関連を考えるなかで、資料②のC6（自衛隊があるのはおかしい）、C3（自衛隊は戦力になる）、C7（憲法の戦力にあたる）は、大きな矛盾を抱く。とくに、C6の「憲法では、一人一人の命が大切にされると書いてあるのに、沖縄には、アメリカの基地があつて危ない」とし、これを聴いていたC3は、「沖縄の人々の生存権がおびやかされている」と発言している。これらのことから、子どもたちは、憲法の制定の意義や内容をふまえながらも、現実の場面で大きな壁に直面しているのではないかと考えるようになる。とりわけ、広大な米軍基地を抱える沖縄県民にたいし憲法で規定されている生存権の保障が十分ではないと指摘したC6の発言は、県民のおかれている問題状況を浮き彫りにした。

### ●学習活動Ⅱ「基地の中の沖縄」「基地の移設問題」

学習活動Ⅱの内容は、「基地の中の沖縄（二時間）」、「基地の移設問題（五時間）」である。まず、「基地の中の沖縄」では、普天間基地を一望できる嘉数高台かかずから視察しながら、

基地の歴史と機能、役割、問題等について職員（宜野湾市役所基地渉外課）の話聞き、基地と隣り合わせて生活している市民の実態に耳を傾けた。また、在日米軍基地の七五％が沖縄島に集中し、宜野湾市の面積の四分の一が基地に占有されていることを資料を通して理解した。職員にたいする質疑は活発であった。現在のところ、普天間基地発着の軍用機の墜落による県民の人身被害はない。しかし、普天間基地以外で発生した数多くの基地被害があったことをつかませるために、島ぐるみの土地闘争（解説①）、宮森小学校ジェット機墜落事件（石川市、一九五九年、解説②）、ジェット機墜落事件（具志川市、一九六一年）をとり上げ、とくに具志川市のジェット機墜落事件に遭遇した金城善孝氏の証言（二〇〇二年八月収録、未発表）を読んだり、当時の写真（同年入手、未発表）を視聴したり、あるいは金城氏と直接電話インタビューをして基地被害の実態に迫った。金城さんと電話インタビューを終えた子どもの感想カードには、「事件にまきこまれてこわかったのだから」「飛行機が落ちることは大変こわい」等、当事者にたいして共感的であった。

#### 〔解説① 島ぐるみの土地闘争〕

一九五六年五月の住民側の〈土地を守る四原則〉を踏みにじった「プライス勧告」の発表をきっかけに、沖縄全域に爆発的な勢いで広がった反基地建設運動。〈島ぐるみ〉の

背景には、米軍の圧政に対する民衆の強い不満があった。

#### 〔解説② 宮森小学校ジェット機墜落事件〕

一九五九年六月三〇日午前、訓練中の米軍ジェット戦闘機が石川市立宮森小学校に墜落し、児童一名を含む一七名が死亡、一二〇名以上の重傷者が出た。小学校の三教室が全焼、周辺の住宅や公民館も焼け落ちる等、被害は甚大であった。

「基地の移設問題」では、普天間基地の移設をめぐることで、のような問題が起こっているのかを調べ、問題を集約し、これにたいする自分の立場を明らかにした。基地の移設をめぐる議論と移設先（辺野古）の状況について理解し、自分なりの考えで移設問題をとらえ、沖縄の基地問題の現状と難しさについて認識を深め、主体的に基地問題と向き合うことができることを学習のねらいとした。実際の活動として、子どもたちは、本や資料、ネット情報を活用して基地の歴史や現状をとらえ、また、普天間基地をめぐる問題としては、騒音や事故の危険性、学習環境やまちづくりの障害になっている点があることを話し合いを通して浮き彫りにした（資料③）。さらに、同基地の名護市辺野古への移設をめぐる大きな問題が起こっていることをつかんだ。そこで、個々の調べ学習をもとにして普天間基地の県内移設

について話し合うことになった。当初、県内移設反対の立場は二二名、賛成は九名、基地返還等その他の考えが七名であった（資料④）。

【資料③…基地視察後の子どもの学び】

基地の歴史

- ・基地ができる前、一六の集落があり、さつまいも、さとうきび、野菜が作られていた。
- ・沖繩戦が始まる前から、アメリカ軍の偵察機が来て、一番平坦で広大な地域だったから普天間基地を作った。
- ・ベトナム戦争の時は、普天間基地から軍用機が飛び立った。沖繩は、被害者と加害者の二つの顔をもっている。

基地の現状

- ・普天間基地は約四八〇haである。ドイツニールランドとドイツニーシーを合わせてその二倍。
- ・宜野湾市の四分の一が基地にとられている。
- ・全国にあるアメリカ軍基地の七五パーセントが沖繩にある。
- ・基地は、宜野湾市のちょうど真ん中にあり、滑走路の長さは二八〇〇m、幅四六mある。
- ・普天間基地の軍用機は、ベトナム戦争時代

の昔のもの。きちんと点検しないと墜落とかがしたりして危険なもの。

- ・基地の中に土地をもっている人が約二七〇〇人もいる。

基地の問題点

- ・七一機の軍用機があるため、騒音がすごい。不安を抱えている人が多い。
- ・町の真ん中に基地があるから、まちづくりや交通のじゃまになっている。
- ・基地の側の学校は、防音設備である。でもクーラー代は日本政府が払っている。どうして？
- ・基地の中に文化財がたくさんある。
- ・約五〇年もの間、化学薬品が使われ、地面にしみ込んでいる。

【資料④…普天間基地の県内移設にたいする子どもの立場】

移設反対

- ・自然環境破壊（ジュゴンの住む場所がなくなる）
- ・サンゴがこわされるから。
- ・生き物が殺されるより、騒音がまだいい。
- ・辺野古に移設しても事故は起こる。
- ・基地を移設するにはばく大なお金がかかる。

賛成	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全面撤去は無理。人が犠牲になるよりまだいい。</li> <li>・軍用機は墜落しても海だからいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内移設そのものに反対。</li> <li>・アメリカにもつていくべき。</li> <li>・基地の撤去しかない（土地の返還）。</li> </ul>

普天間基地の県内移設問題にたいして個々の考えをカードに記し、それらをグループピングした。それぞれの立場の理由を聴き合い、あらためて普天間基地の県内移設について話し合いを続けた。その結果、(a) 安保条約を改善して基地をアメリカに返還すべきである、(b) 県内にある基地を小さくひとつにまとめる(基地の全面撤去は無理だから)、(c) 安保条約を変える、または安保条約をなくす、以上の三点にほぼまとまった。さらに、それぞれの立場から議論を展開すると、「安保条約の見直しと改善」と「移設しないで問題をなくしていく。そう音、事故被害が出ない飛行機の開発等」の二つの意見が大勢を占め、「普天間の規模を小さくする」「嘉手納基地と統合する」も少数意見ながら残った。その後の話し合いは、資料⑤の通りである。学級全体の意見としては、「普天間基地を辺野古に移設せず」基地の騒音や事故をふせぐ努力をして、あわせて安保条約の内容に

ついても見直すことが大切」という基本的な合意に至った。  
**【資料⑤…合意形成に至る過程】**

C1	<p>辺野古に移設すると、環境破壊だからやっぱりやめるべきだと思う。</p>
C2	<p>それじゃ、宜野湾市の人々の生存権が保障できないよ。訓練の回数を減らすと、そう音が減ると思う。嘉手納に移すという意見もあったけど、嘉手納の人は、うるさくてもっと大変になると思う(口々に言う)。</p>
C3	<p>それじゃ、宜野湾市の人々の生存権が保障できないよ。訓練の回数を減らすと、そう音が減ると思う。嘉手納に移すという意見もあったけど、嘉手納の人は、うるさくてもっと大変になると思う(口々に言う)。</p>
C4	<p>だったら、普天間基地を一応そのままにした方がいい(反対の声、多数あり)。</p>
C5	<p>そのままだったら、事故が起きたりして大変だから、C3さんが言ったように、訓練を減らしたり、基地を小さくした方がいいと思います(その方がいい)という声あり)。</p>
C3	<p>沖縄に基地がある理由は、安保だから、これも少しずつ考えた方がいいと思います。</p>
C4	<p>新しい考えが出てきたら、その時にまた、話し合うことが大切だと思う。</p>

子どもたちは、普天間基地の規模や機能を視察したり、基地被害のことを調べたりすることで、基地と共存してきた県民の実態とそれをめぐる問題に迫ることができた。と



普天間基地の移設問題について話し合う

くに、普天間基地の県内移設に関しては、自分の立場をカードに書き、それをもとに話し合うことで、当初の立場とは違う見方で基地問題をとらえていった。基地問題は、資料⑤のC2の言うように憲法の生存権保障との関連や、C1やC3が言う通り、単に他地域に移設すれば問題が解決するという性質ではない。こうした話し合いを重ねた結果、C3やC4の考えに示されるように、さまざまな条件を考えた子どもたちの基地移設問題についてひとつの方向性が見いだされたのである。

### 3 沖縄の基地問題を絶えず議論していくことの大切さ

日本国憲法の三大原則の学習から出発した「日本国憲法と沖縄の基地問題」は、普天間基地の県内移設問題という日本政府・沖縄の直面する難題と向かい合うことになった。学級の子どもが出した結論は、「普天間基地を辺野古に移設せず」基地の騒音や事故をふせぐ努力をして、あわせて、安保条約の内容についても見直すことが大切」というものである。ただしこれも、現時点におけるひとつの方向性を示したものであり、C4の「新しい考えが出てきたら、その時にまた、話し合うことが大切(資料⑤)」だという意見は、沖縄の基地問題を絶えず議論し、よりよい方向で沖縄の未来を切り拓きたいとする願いでもある。

(かのう ひであき) 琉球大学教育学部附属小学校